

法務省人検第260号
令和4年10月27日

行政文書不開示決定通知書

山 中 理 司 様

法務大臣 葉 梨 康 弘



令和4年9月2日受付第352号の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

令和3年度副検事の選考筆記試験問題、設問の題意及び答案の傾向等（誌友会提出原稿）

2 不開示とした理由

本件対象文書は、誌友会発行の書籍「研修」掲載記事の原稿であるところ、本件対象文書の内容が公になれば、広く、「研修」を購入することなくその掲載記事を利用することができるとなり、誌友会における「研修」の販売利益が減少するなどのおそれがある。

したがって、本件対象文書は、法人その他の団体に関する情報であり、かつ、公にすることにより、当該法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するもの（法第5条第2号イ）に該当することから、不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、裁決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

* 担当課等

法務省大臣官房人事課 檢察官人事第二係

TEL: 03-3580-4111 (内線5715)